

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 土 屋 晴 巳

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年3月15日に議長及び市長等に提出し、令和3年3月17日に議会報告されています。）

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課（各支所、各市民センターを含む。）、文化スポーツ課、観光交流課、動物園

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年12月14日（月）から令和3年3月15日（月）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。

イ 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

- ウ 期限及び条件などが適切か。
- エ 寄附收受の手続は適正に行われ、議決を必要とするものについてはその手続がとられているか。
- オ 内部統制が有効に機能しているか。
- カ 各部局間の連携、整合性がとれているか。

(2) 収入事務

- ア 条例等によらない収入について、その根拠となる規定は定められているか。あるいは、条例等の適用、新設等の必要はないか。
- イ 調定の時期及び手続は適正か。
- ウ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。
- エ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。
- オ 納期限の設定は適切か。
- カ 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
- キ 領収書は正規のものが用いられているか。
- ク 領収書の受払い及び保管整理は適正に行われているか。
- ケ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- コ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- サ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。

(3) 支出事務

- ア 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ウ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- エ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
- オ 運営費、事業費が補助対象になっている場合、その中で特定の経費が基準を著しく上回っている、又は下回っていることはないか。補助目的に要する経費に対し、会議食糧費や視察旅費などが大部分を占め、実質的な公益活動が損なわれていないか。
- カ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- キ 事業の変更、中止、終了等に伴う補助金等の更改、廃止は適切に行われているか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。見直しに当たって、主観的判断を避けるため見直し基準等を整備しているか。

- ク 受益者負担は適切に行われているか。補助対象団体の事業費に占める、会費等の自己資金の割合が、著しく低くないか。補助対象者に偏りはないか。
- ケ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- コ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(4) 契約事務

- ア 入札条件、内容が明確に示されているか。
- イ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りを行っているものはないか。
- ウ 予算の配当額を超える契約及び配当前における契約はないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

(5) 財産管理事務

- ア 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- イ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- ウ 貸付（使用）料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。
- エ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- オ 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。
- カ 物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

地域づくり推進課

(1) 共通的事項

ア 寄付の受納について、周南市職務権限規程に基づいた決裁がされていないものがあった。

(2) 収入事務

ア 使用料について、調定年度を誤っているものがあった。

イ 使用料について、収納手続が適切に行われていないものがあった。

(3) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあった。

動物園

(1) 収入事務

ア 使用料について、納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

イ 自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあった。